

第8 支給日より前に脱退手当金の計算の基礎とされていない厚生年金保険被保険者期間 (以下「脱退手当金未支給期間」という。)がある脱退手当金に係る訂正処理基準・要領

1 訂正処理基準

(1) 訂正処理基準該当要件

脱退手当金を受給していない旨の申立てであって、次のア又はイのいずれかの要件に該当する事案であること((2)に該当する事案を除く。)。

ア 次の全ての要件に該当する場合

(ア) 脱退手当金の支給日より前に脱退手当金未支給期間があること

(イ) 脱退手当金未支給期間と、当該脱退手当金の計算の基礎とされている期間が、支給決定当時、同じ記号番号で管理されていたこと

イ 次の全ての要件に該当する場合

(ア) 脱退手当金の支給日より前に脱退手当金未支給期間があること

(イ) 脱退手当金未支給期間と、当該脱退手当金の計算の基礎とされている期間が、支給決定当時、異なる記号番号で管理されていたこと

(ウ) 当該脱退手当金の支給日以後1年以内に、国民年金等に加入し、保険料を納付していること

(エ) 当該脱退手当金の支給日が昭和36年11月1日以後であること

(2) 訂正処理基準不該当要件

次のアからオまでのいずれかの要件に該当する場合は、(1)の要件に該当するものではないこと。

ア 年金事務所等において、脱退手当金が支給されたことをうかがわせる書類等(脱退手当金裁定請求書等)が確認できる場合

イ 申立人が脱退手当金の算定基礎とされている期間の一部について脱退手当金の受給を認めている場合

ウ 当該脱退手当金の支給日の前後1か月以内において、氏名変更の処理又は厚生年金保険の記号番号の重複取消処理が行われている場合

エ 脱退手当金の支給記録が複数回ある場合

オ 厚生年金保険の資格喪失後9か月以内に脱退手当金が支給されている場合

(3) 年金事務所段階における訂正処理対象外要件

既に厚生労働大臣又は総務大臣から年金記録の全部又は一部の訂正をしない旨の決定又は意見が出されている事案についての申立てである場合は、年金事務所段階における記録訂正の対象外であること。

2 訂正処理要領

「第7 本人が請求したとは考えがたい、又は支給事務に不適切な処理がうかがわれる脱退手当金に係る訂正処理基準・要領」の訂正処理要領と同様であること。